（子ども・子育て支援法の特例）

第八十九条の七　派遣職員に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、機構を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

（国共済法等の適用関係等についての政令への委任）

第八十九条の八　この節に定めるもののほか、派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第八十九条の九　第八十九条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該国の職員に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、機構における特定業務（当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

（国家公務員退職手当法の特例）

第八十九条の十　第八十九条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該国の職員が退職した場合における国家公務員退職手当法の規定の適用については、機構における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

2　派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第八十九条の三第一項の規定による派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3　前項の規定は、派遣職員が機構から所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受けた場合には、適用しない。

4　派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

（派遣後の職務への復帰に伴う措置）

第八十九条の十一　派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2　前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（人事院規則への委任）

第八十九条の十二　この節に定めるもののほか、機構において国の職員が特定業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（機構の役員及び職員の地位）

第八十九条の十三　機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九十一条の前の見出し、第九十二条及び第九十三条中「帰還」の下に「及び移住等」を加える。

第九十四条中「の促進及び」を「及び移住等の促進並びに」に改める。

第九十七条の見出し中「復興交付金その他」を「東日本大震災からの復興のための」に改め、同条中「復興交付金その他」を削る。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第四条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

第三条の二第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

第九条第一項中「平成四十九年」を「令和十九年」に改め、同条第二項中「平成四十九年十二月三十一日」を「令和十九年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項及び第二項中「平成三十二年から平成四十九年」を「令和二年から令和十九年」に改める。

第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項中「平成四十九年」を「令和十九年」に改める。

第二十八条第一項及び第五項各号中「平成四十九年十二月三十一日」を「令和十九年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年一月一日から平成四十九年十二月三十一日」を「令和二年一月一日から令和十九年十二月三十一日」に改める。

第六十九条第四項中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

第七十一条中「平成四十九年度」を「令和十九年度」に改める。

第七十二条第一項中「平成四十九年度」を「令和十九年度」に、「附則第十七条」を「附則第十八条」に改め、同条第二項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和九年度」に改め、同項に次の一号を加える。

五　特別会計法附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

第七十二条第四項中「平成三十四年度」を「令和九年度」に改める。

第七十三条第一項中「平成四十九年度」を「令和十九年度」に改め、同条第二項中「平成四十八年度」を「令和十八年度」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

附則第十七条を附則第十八条とし、附則第十六条の次に次の一条を加える。

（令和八年度から復興庁が廃止されるまでの間において実施する施策のための財源の確保に係る検討）

第十七条　政府は、東日本大震災からの復興の状況等を勘案し、令和八年度から復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第二十一条の規定により復興庁が廃止されるまでの間において東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のための財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）」を付し、同条中「の株式」を「（次条において「会社」という。）の株式」に改める。

附則第十二条の三を附則第十二条の四とし、附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

第十二条の三　一般会計に所属する会社の株式のうち、会社の発行済株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、国債の償還に充てるべき資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。